

改正消費者契約法の成立

宮下 修一 Miyashita Shuichi 中央大学法科大学院教授

博士（法学）。専門は民法・消費者法。消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等を歴任。



改正消費者契約法の成立と「どんでん返し」

国会で審議が続いていた「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下、改正案）は、衆議院における修正を経て、2018年6月8日の参議院本会議で可決され成立し、同15日に「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成30年法律第54号）として公布されました。改正法は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行されることになっています（附則1条）。

実は、前回の連載の冒頭でも大きな動きがあったと述べましたが、衆議院でその審議中に提出された「修正案」の可決に至るまでの過程は、まさに「どんでん返し」という言葉がしっくりくるものでした。そこで当初の予定を大幅に変更し、今回は、この修正案について検討することにしましょう。

衆議院における審議の開始

前回の連載で述べたように、改正案は、5月11日から、衆議院本会議における消費者担当大臣（以下、大臣）による趣旨説明と質疑を受け、衆議院消費者問題に関する特別委員会（以下、衆議院委員会）で審議が始まりました。

改正案の内容に関する質疑において、どの政党の委員も最初の段階で質問しているのが、改

正案4条3項3号・4号に挿入された「社会生活上の経験が乏しい」という文言の示す内容についてでした。この文言を素直に読めば、社会生活上の経験が乏しい「若年者」のみを対象とする、逆に言えば、そのような経験が一定程度ある「高齢者」は対象としないように受け取られるという問題点については、本連載第7回でも指摘したところでした。まさに衆議院における審議でも、その点が問題とされたわけです。

本稿脱稿段階において衆議院ウェブサイト¹で公表されている5月11日の衆議院本会議議事録¹を見ると、本要件に関する質問に対して、大臣は、本要件には総じて経験の少ない若年者が該当する場合が多くなるけれども、高齢者であっても契約の目的となるものや勧誘の態様との関係で該当し得ると答弁しています。また、「例えば、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、一般的には本要件に該当するものと考えております」と述べています。

衆議院委員会では、5月15日の参考人質疑を経て、17日に委員と大臣・政府参考人等との間での具体的な質疑が行われました。本稿脱稿段階で公表されている議事録²を見ると、野党議員からは「社会生活上の経験が乏しい」

* 1 衆議院本会議議事録平成30年第25号 平成30年5月11日（金曜日）。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000119620180511025.htm

* 2 衆議院消費者問題に関する特別委員会議事録平成30年第6号 平成30年5月17日（木曜日）。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/019719620180517006.htm

という要件の削除、また与党議員からもその再考を求められる中で、政府参考人は、総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若年者は本要件に該当するケースが多いが、必ずしも高齢者や障がい者を排除するものではないと答弁しました。また、大臣もこの要件には高齢者も含まれている旨の答弁をしました。

大臣答弁の修正提案と委員会審議の混乱

ところが、5月21日の衆議院委員会では、野党議員の質問を受けて、大臣から5月11日の衆議院本会議における靈感商法に関する答弁につき、「勧誘の態様に特殊性があり、通常の上記の経験を積んできた消費者であっても」という言葉を削除して、その部分に「若年者であれば」という言葉を挿入するかたちで修正をしたいという発言がありました（同日以降の審議については、本稿脱稿段階では議事録が公表されていませんので、「衆議院インターネット審議中継」^{*3}を視聴して確認しました）。すなわち、前記の答弁を「例えば、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、若年者であれば、一般的には本要件に該当するものと考えております」と修正することになります。このような修正を前提にすると、靈感商法についても、原則としては若年者のみが保護されて、高齢者が保護を受けるケースはきわめて例外的になり、適用範囲がかなり狭められてしまいます。

ところが、内容を議論する以前に、その大臣答弁の修正提案を記載した文書が、質問した議員の所属する政党以外の野党議員には事前に渡っていなかったことが、その場で判明しました。その結果、衆議院委員会は紛糾し、質問の途中で中止（散会）となりました。

2日後の5月23日に開催された衆議院委員会では、大臣から本会議における大臣答弁を修正する旨の答弁を撤回する旨の発言がなされ、審議が再開されました。

そして、質疑の終了後に、改正案4条3項3号・4号の後に高齢者や障がい者に対して不安をあおる勧誘がなされた場合に取消権を付与する5号、また、靈感商法における取消権を付与する6号を追加する（改正案5号・6号は7号・8号に繰り下げる）旨の修正案が与野党共同で提出され、それが全会一致で可決されたのです。翌24日には衆議院本会議でも全会一致で可決。また、参議院では再修正されることはなく、6月6日に消費者問題に関する特別委員会（以下、参議院委員会）で、8日には参議院本会議で、それぞれ全会一致で可決されて改正法が成立することになりました。

修正案5号・6号

修正案で消費者契約法（以下、法）4条3項に追加されることになった新5号・6号の条文は、以下のとおりです。

- 五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。
- 六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

新5号は、本連載第7回で紹介した3号の条文（当時は条文案でしたが、そのまま修正されずに条文となりました）を、高齢者や障がい者を念頭に置くかたちで体裁を修正したもので

*3 <http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

す。改正される法3条1項をめぐる議論では、消費者に対する事業者の配慮義務の考慮要素として「年齢」を条文に明記することはできませんでしたが(本連載第2回参照)、本号は、「加齢」という、まさに「年齢」を考慮する文言が正面から規定された点で、法のあり方を考えるうえでも大きな意味を持つものであるといえます。

もっとも、3号と同様に「過大な」不安という本来は不要な文言が含まれています(本連載第7回参照)。また、判断力が単に低下しているだけではなく、「著しく」低下していることまで求めています。いずれも、その判断基準が不明確であり、条文の適用範囲を狭めることを可能にするものといえますから、実際の適用に際しては、そのようなことがないよう慎重に対応することが求められます(後述する附帯決議に関する解説を参照)。さらに、「生活の維持」についても、単に生計を維持するという意味にとどまるのではなく、生活環境全般の維持というかたちで広くとらえる工夫が必要です。

次に、新6号は、いわゆる「靈感商法」が行われた場合に取消しを認めるものです。本連載第7回でも触れたように、3号に「社会生活上の経験が乏しい」という文言が挿入されたことによって高齢者に対する靈感商法が救済されなくなるという強い批判がありました。新6号は、その批判に正面から応えたばかりでなく、「靈感」という、ややもすれば不明確であると批判される文言を積極的に立法に取り込んだ点で画期的であり、評価されるべきです。

もっとも、「確実に」「重大な」不利益を回避できると告げる場合のみを対象とするというかたちで、やはり適用範囲を限定するような文言が挿入されています。しかし、靈感商法では、不安をあおり立てて「確実に」とまでは言えなくても「ある程度」重大な不利益を回避できる

と告知するという事態も、当然あり得ます。また、一般的に見れば「重大な」とはいえなくても、当該消費者にとっては深刻な不利益といえる場合もあるでしょう。したがって、「確実に」および「重大な」という文言についても、単に字面だけを厳格にとらえるのではなく、具体的な事情を踏まえて少し広めにとらえる工夫をすべきでしょう。

衆参両院の附帯決議の重要性

ところで、今回の改正法成立に際して注目すべきは、修正案だけではありません。実は、修正案の採決に際して、衆議院委員会では9項目^{*4}、参議院委員会では12項目^{*5}にわたる附帯決議がなされています。この附帯決議こそが、今後の改正法の解釈や新たな改正へ向けた動きに大きな役割を果たすものとなっているのです。

まず、法4条3項3・4号に挿入された「社会生活上の経験が乏しい」とは、「社会生活上の経験の積み重ねが契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないこと」を意味し(参議院)、それによって過大な不安を抱いている等の要件の解釈については「契約の目的となるもの、勧誘の態様などの事情を総合的に考慮して、契約を締結するか否かに当たって適切な判断を行うための経験が乏しいことにより、消費者が過大な不安を抱くことなどをいう」ものである(衆議院・参議院)とされています。また、解釈に際しては、「年齢にかかわらず当該経験に乏しい場合があること」(衆議院)、あるいは「高齢者であっても、本要件に該当する場合があること」(参議院)、さらに、「靈感商法のように勧誘の態様に特殊性があり、その社会生活上の経験の積み重ねによる判断が困難な事案では、高齢者でも本要件に該当し、救済され得ること」(参議院)を明

*4 衆議院委員会における附帯決議は、以下のウェブサイトを確認できる。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/shohisha8EB5BA674CE288064925829800407C06.htm

*5 参議院委員会における附帯決議は、以下のウェブサイトを確認できる。
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f421_060601.pdf

確にするとともに、消費者・事業者・消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知するよう求めています。

このような衆参両院の附帯決議を前提とすれば、「社会生活上の経験が乏しい」という文言は広く解釈されることになり、適用範囲を限定する機能はかなり弱まることとなります。また、修正案で導入された新5号・6号の適用場面と大きく重なることとなります。そう考えると、将来的には、「社会生活上の経験が乏しい」という要件はやはり削除して、少なくとも表裏一体とも言える3号と新5号を整理して分かりやすい規定に改めることが必要不可欠です。実際、衆参両院ともに、改正法施行後3年を目途として、本規定の実効性について検証を行って必要な措置を講ずるよう求めています。

また、新5号における「判断力が著しく低下している」についても、「本号が不安をあおる事業者の不当な勧誘行為によって契約を締結するかどうかの合理的な判断をすることができない状態に陥った消費者を救済する規定であることを踏まえ、本号による救済範囲が不当に狭いものとならないよう、各規定の解釈を明確にする」こと、また、3・4号と同様に、3年以内の実効性を検証し、必要な措置を講ずることが求められています（参議院）。

以上の条文は、いずれも知識・経験・判断力の不足など消費者が「合理的な判断をすることができない事情」を不当に利用して締結された契約のうち一部に取消権を付与するものですが、これにとどまらず、そうした契約に関する、より一般的な取消権の創設について、改正法の成立後2年以内に必要な措置を講ずることが求められています（衆議院・参議院）。なお、法3条1項2号の事業者の情報提供についても、年齢、生活の状況および財産の状況を考慮要素とするよう検討を行うことが求められている点も重要です（衆議院・参議院）。

このほか、不当条項規制についても附帯決議

がなされていますが、これは当該条文の検討をする際に紹介することになります。

以上の状況を考慮すれば、現在開会中の国会が閉会した後、ただちに内閣府消費者委員会または消費者庁において、三たび法改正に向けた議論が開始されるものと思われます。その意味では、今回の法改正は、新たな法改正へ向けたスタートラインを再び設定したものであるともいえます。途中にはさまざまなハードルがあるでしょうが、それを乗り越えて議論が消費者契約法の理念に沿った立法というゴールにたどり着くことを心から期待するとともに、本連載を通してエールを送り続けたいと思います。

【訂正】

前回の連載で、法8条1項1号・3号が直接適用された裁判例は存在しないと述べました（39ページ右段）。ところが、再度確認したところ、3号が直接適用された裁判例が存在することがわかりました。

これは、携帯電話を紛失して通信サービスを停止したものの、その携帯電話で利用していた電子マネーはクレジットカードにより購入できる状態になっており、何者かが不正にそれを購入したために損害が生じた事案で、電子マネーサービスを提供する事業者が、不正利用を防止するための措置を約款に規定し、これを周知すべき注意義務に違反したとして、その損害賠償責任を一部認めたものです（東京高裁平成29年1月18日判決、『判例時報』2356号121ページ）。前記サービスの登録会員規約には第三者によるパスワードの使用等、また利用約款には携帯電話の紛失による電子マネーの不正使用等に関連または起因して生じた損害については、パスワードや電子マネーの不正使用が事業者の故意または重過失に起因する限り賠償する責任を負う旨の条項がありました。第一審判決（東京地裁平成26年8月30日判決、『判例時報』2356号129ページ）は、前記の各条項は故意・重過失の場合には責任を負う旨を定めており、全部免除条項には当たらないとして、法8条1項3号の適用を否定しました。これに対して、本判決は、前記の各条項は事業者の軽過失による不法行為責任を「全部」免除するものであるとして、法8条1項3号に該当し、無効であると判示しました。

筆者の確認不足で、誤った情報を伝えてしまいました。お詫びして訂正いたします。